

【資料1】

介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託 企画提案競技実施要領

この要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託」（以下「本委託」という。）に係る企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 委託名称

介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託

(2) 業務内容

別添【資料2】業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 委託業務の契約上限額

12,211,889円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 実施日程

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和6年4月19日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付 | 令和6年4月24日（水）午後5時まで |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和6年4月26日（金） |
| (4) 参加資格確認申請書の提出期限 | 令和6年4月30日（火）午後5時まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和6年5月15日（水）午後5時まで |
| (6) 審査及び審査結果の通知 | 令和6年5月下旬（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和6年6月上旬（予定） |

4 参加者の資格に関する事項

本委託に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たす者で、かつ、秋田県知事に参加資格確認申請書を提出する者とする。

(1) 単独企業による参加

ア 秋田県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者、再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立て

がされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

エ 参加資格確認申請書の提出日において、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

キ 本委託の実施に当たり、県の要求に応じて速やかに、かつ日本語で対応できる体制を整えている者であること。

(2) 共同企業体による参加

ア J Vを構成する者のうち、いずれかが4（1）のアを満たしていること。

イ J Vを構成する全ての者が、4（1）のイからキまでを満たしていること。

(3) 留意事項

J Vの代表者は、4（1）のアの条件を満たす構成員とする。また、J Vの構成員である者は、単独参加及び他のJ Vの構成員としての参加はできない。

5 企画提案競技の手続等に関する事項

(1) 事務局

秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム（秋田県庁本庁舎2階）

所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電話 018（860）1364 FAX 018（860）3867

メールアドレス Chouju@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技に関する書類の交付

企画提案競技に関する書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の長寿社会課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は【様式1】企画提案競技実施要領等に関する質問票により受け付ける。

ア 受付期限

令和6年4月24日（水）午後5時まで

イ 提出先

秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム

ウ 提出方法

電子メール又はFAX（受信確認すること。）によること。

エ 質問への回答

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の長寿社会課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

オ 回答日時

令和6年4月26日（金）

(4) 参加資格の確認

企画提案競技に参加しようとする者は、次の書類を提出期限までに事務局に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- (ア) 【様式2】 企画提案競技参加資格確認申請書
- (イ) 【様式3】 会社概要整理票
- (ウ) 【様式4】 事業共同体結成届（JV参加の場合のみ）
- (エ) 【様式5】 参加資格確認申請書受付票

イ 提出期限

令和6年4月30日（火）午後5時まで

ウ 提出方法

- (ア) 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに事務局に提出のこと。
- (イ) 郵送の場合は、封書に「介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託企画提案競技参加資格確認申請書在中」と明記の上、書留にて期限までに事務局に必着で提出のこと。

エ 参加資格の確認結果

令和6年5月2日（木）までに電子メールにより通知を行う。

オ 参加資格の喪失等

- (ア) 提出期限までに書類を提出しない者は、企画提案競技に参加することができない。
- (イ) 参加者は、参加資格確認後に資格要件のいずれかに該当しなくなったときは、参加資格を失う。
- (ウ) 参加資格確認申請書に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- (エ) 参加資格確認後に都合により企画提案競技への参加を辞退する場合には、企画提案書等の提出期限までに辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し書面（任意様式）によりその理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出期限

令和5年5月8日（水）午後5時まで

(イ) 提出先

秋田県健康福祉部長寿社会課介護人材対策チーム

(ウ) 提出方法

電子メール又はFAX（受信確認すること。）によること。

イ 県は、書面を受理したときから7日以内に、説明を求めた者に対し郵送により書面でその理由を説明する。

(6) 企画提案書及び見積書等の作成・提出

参加者は、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送により事務局へ提出すること。

ア 提出書類

(ア) 介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託企画提案書（以下「企画提案書」という。）

(イ) 見積書

企画提案の内容を実施するための費用（総額は、2に示す契約上限額を超えない範囲とし、内訳も示すこと。）を明らかにすること。

(ウ) 【様式6】「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

イ 提出期限

令和6年5月15日（水）午後5時まで

ウ 提出方法

(ア) 持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに事務局に提出のこと。

(イ) 郵送の場合は、封書に「介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託企画提案書在中」と明記の上、書留にて提出期限までに事務局に必着で提出のこと。

エ 提出部数

(ア) 企画提案書

正本1部、副本5部

副本のうち1部は、綴じ合わせず、ダブルクリップ等でとめて提出すること。

(イ) 見積書

正本1部

見積書（秋田県知事あて）に所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し、提出すること。

(ウ) 【様式6】「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票

正本1部

オ 留意事項

(ア) 提出できる企画提案書は、1案とする。

(イ) 提出期限までに企画提案書等を提出しない者は、辞退したものと見なす。

(ウ) 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(エ) 企画提案書のサイズ等は原則としてA4判（縦横は問わない）、横書きとする。

(オ) 企画提案書の作成に当たっては、仕様書及び質問に対する回答を熟読すること。

カ 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(ウ) その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

6 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 企画提案競技の審査

委託候補者の選定は、【資料3-1】企画提案競技審査委員会設置要領に基づき、次のとおり行う。

(2) 審査

ア 日程

令和6年5月下旬(予定)

イ 方法

原則、企画提案書によるプレゼンテーション(説明15分、質疑応答10分程度)により審査を行う。時間等の詳細については、当日参加する提案者に別途通知する。

なお、社会情勢の変化、参加者多数その他やむを得ない事由により、プレゼンテーションの開催が困難な場合は書類審査による選考とする。

(3) 委託候補者の選定方法

企画提案競技審査委員会における審査結果の第1順位者を、委託候補者として選定する。審査の結果は、決定後速やかに各参加者に電子メールで通知するとともに、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の長寿社会課のページ及び「電子手続き・入札・補助金等」-「電子入札・入札・コンペ」の「コンペ情報」に掲載する。

なお、企画提案の内容を実施するための費用の総額が契約上限額を上回る場合には、審査の対象外とする。

(4) 苦情申立て

審査結果に関して不服がある場合には、当該通知の翌日から起算して2日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を含まない。)以内に、県に対して書面(任意様式)により申立てをすることができる。

7 契約に関する事項

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約保証金について

本委託の受託者は、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第177条第1項により、契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、秋田県財務規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合はこれを免除する。

(3) 企画提案の取扱い

企画提案書等に記載された事項は、仕様書と合わせ契約時の仕様書として取り扱うものとする。ただし、本委託の目的達成のために必要と認められるときは、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容の一部を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させることができるものとする。

8 公正な企画提案競技の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第5

- 4号)等に抵触する行為をしてはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選考前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 企画提案及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
- ア 参加者が県に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる著作権など、法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (4) 本件の企画提案に係る一切の経費（プレゼンテーションへの対応を含む。）については、参加者の負担とする。